

# 「新型無担保住宅関連ローン」

(平成26年10月1日現在)

資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>① ご本人、または同居ご家族の所有する自己居住用不動産のリフォーム全般に関する資金</li><li>② 住宅購入・新築資金の一部資金 但し、ご本人、またはご家族(非同居の親子を含む)の居住用で本人名義(共有名義含む)の物件となります。</li><li>③ 他金融機関の住宅ローン及びリフォームローンの借換え資金 但し、利用中のローンの返済実績において、直近6ヶ月間以上遅延がないことが条件となります。</li></ul>
融資対象者	㈱オリエントコーポレーションの保証を受けられ、次の全ての条件を満たす個人の方 <ul style="list-style-type: none"><li>① 当金庫の営業区域内に居住、または勤務している方</li><li>② 申込時満20歳以上、完済時年齢満80歳以下で、定期収入のある方</li><li>③ 完済時年齢が70歳超の場合において、団体信用生命保険に加入、または連帯保証人を付すことができる方 但し、上記以外の団体信用生命保険への加入は任意とします。</li></ul>
融資金額	10万円以上1,000万円以内(1万円単位) 但し、住宅の購入・新築の場合は、対象物件価格の60%以内が限度となります。 また、借換えの場合は、借換え対象ローンの残高以内となります。
融資期間	15年以内 (但し、借換えの場合は、借換え対象ローンの残存期間+3年であつ15年以内を上限とします。)
融資金利	当金庫所定金利となります。なお、変動金利型とし、当金庫長期プライムレートを基準として、毎年3月と9月の年2回見直しを行います。
返済方法	毎月元利金均等分割返済 なお、お借入金額の50%以内でボーナス返済併用(年2回・6ヶ月毎)も可能です。
返済比率	原則として、本ローンを含む総返済金(他の借入予定分も含む)の年間返済額が、前年度税込年収の40%以内とします。 なお、本人年収には、配偶者または生計を共にし同居する親あるいは子1名に限り、お申込人の年収の1/2を限度として所得合算できます。
連帯保証人	原則不要です。 但し、所得合算者並びに物件の共有者及び所有者は連帯保証人となります。 また、保証会社が必要と認めた場合についても必要となります。
担保	不要です。
保証料	当金庫所定金利に含まれております。
手数料	・融資手数料として200円(消費税別)が必要となります。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>① 本人確認書類 … 運転免許証・写真付住民基本台帳カード・パスポート等の何れか</li><li>② 所得証明書 … 源泉徴収票、公的証明書、確定申告書の写し等</li><li>③ 資金使途証明書 … リフォーム全般に関する資金は、工事見積書または工事請負契約書、住宅購入・新築資金は、売買契約書・工事請負契約書等、借換え資金は、借換え対象ローンの残高証明書及び直近1年間の返済状況が記載された預金通帳の写しが必要となります。</li><li>④ 登記事項証明書(土地・建物) … 申込金額が300万円以上の場合、必要となります。</li></ul>

苦情処理措置・  
紛争解決措置

**苦情処理措置** 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6830）にお申し出ください

**紛争解決措置** 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉